

宍粟市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 ボランティアグループが安定的にかつ継続的に活動を行うことを支援するため、助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象は次のとおりとする

- (1) 宍粟市ボランティア・市民活動センターに登録しているグループであること。
- (2) グループの活動が継続的に行われているグループであること。
- (3) その他、宍粟市社会福祉協議会会長が認めたグループ。

(活動及び助成金額)

第3条 助成金は上限を15,000円とし、助成の対象となる経費の額とする。

(1)対象経費

- ① ボランティア災害共済の掛け金
- ② グループの活動を振興するための学習及び研修に直接かかる経費
- ③ ボランティア活動に要する原材料等及び器具の購入費
- ④ その他、宍粟市社会福祉協議会会長が必要と認めた経費

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものはその期日までに助成申請書(様式第1号)を提出するものとする。申請書が提出された後、宍粟市社会福祉協議会はすみやかにボランティア活動助成金交付審査委員会(以下「委員会」という。)を開き、助成金の交付を決定し、交付決定書(様式第3号)を通知するものとする。

2 委員会については、別に定める。

(助成金の交付)

第5条 会長は、前条の交付決定を受けたものに対し、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けたものは、指定する期日までに事業報告(様式第2号)を提出するものとする。

3 虚偽または不正な手段によって助成金の交付を受けたものは助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(会計年度)

第6条 この事業の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めない事項で必要が生じたときは、別に社協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。